

各位

全9ページ
登録速報(2020-061)
2020年 1月15日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2020年 1月15日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第20343号

名称：クミアイアドマイヤー顆粒水和剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項中、次の事項を変更し、別紙1のとおり表1【変更前】を表2【変更後】とする。

- (1) 作物名「ねぎ」に使用方法「灌注」を追加する。
- (2) 作物名「たまねぎ」に使用方法「灌注」を追加し、「たまねぎ」のイミダクロプリドを含む農薬の総使用回数を「2回以内」から「2回以内（定植時までの処理は1回以内）」に変更する。
- (3) 作物名「とうもろこし」の希釈倍数「160倍」の使用液量を、「3.2L/10a」から「1.6~3.2L/10a」に変更する。
- (4) 作物名「ばれいしょ」を次のとおり変更する。
 - ・ 希釈倍数「160倍」の使用液量を、「3.2L/10a」から「1.6~3.2L/10a」に変更する。
 - ・ 適用病害虫名「オオニジュウヤホシテントウ」に、希釈倍数「80倍（使用液量：1.6L/10a）」、「160倍（使用液量：1.6~3.2L/10a）」、「2500倍（使用液量：25L/10a）」及び「5000倍（使用液量：100~300L/10a）」を追加する。
- (5) 作物名「かんきつ」の適用病害虫名「アブラムシ類」、「アカマルカイガラムシ」、「コナカイガラムシ類」、「コナジラミ類」、「ゴマダラカミキリ成虫」、「ケシキスイ類」、「コアオハナムグリ」及び「ミカンハモグリガ」の希釈倍数「10000倍」を「5000~

10000 倍」に変更する。

(6) 作物名「りんご」を次のとおり変更する。

- ・ 適用病害虫名「アブラムシ類」の希釈倍数「10000～15000 倍」を「5000～15000 倍」に変更する。
- ・ 適用病害虫名「キンモンホソガ及びギンモンハモグリガ」の希釈倍数「10000 倍」を「5000～10000 倍」に変更する。

(7) 作物名「もも及びネクタリン」の適用病害虫名「モモハモグリガ及びカメムシ類」の希釈倍数「10000 倍」を「5000～10000 倍」に変更する。

(8) 作物名「ぶどう」の適用病害虫名「フタテンヒメヨコバイ」の希釈倍数「10000 倍」を「5000～10000 倍」に変更する。

(9) 作物名「かき」の適用病害虫名「アザミウマ類」の希釈倍数「10000 倍」を「5000～10000 倍」に変更する。

(10) 作物名「メロン」の適用病害虫名「コナジラミ類」の希釈倍数「10000 倍」を「5000～10000 倍」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときはその旨及び内容

- ・ 農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」の (7) を次のとおり変更し、同項を別紙 2 のとおりとする。

【変更前】

(7) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。

- 1) 散布は散布機種種の散布基準に従って実施すること。
- 2) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- 3) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- 4) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- 5) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散・流入しない様に十分注意すること。
- 6) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

【変更後】

(7) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。

- 1) 散布は散布機種^①の散布基準に従って実施すること。
- 2) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- 3) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- 4) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- 5) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しない様に十分注意すること。
- 6) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

表 1【変更前】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミダクロプリドを含む農薬の総使用回数	
とうもろこし	アブラムシ類	10000～15000倍	100～300 L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	3回以内 (種子粉衣は1回以内、 は種後は2回以内)	
		160倍	3.2L/10a			無人航空機による散布		
		80倍	1.6L/10a					
ばれいしょ	アブラムシ類	2500倍	25 L/10a			100～300 L/10a	散布	3回以内 (植付時の 土壌混和は 1回以内、 植付後は 2回以内)
		5000～15000倍						
	オオニジュウヤホシテントウ	15000倍				無人航空機による散布		
	アブラムシ類	160倍	3.2L/10a					
80倍		1.6L/10a						
かんきつ	アブラムシ類 ミカンハモグリガ ケキスイ類 ゴマダラカミ成虫 コアナムグリ コナカイラムシ類 アカムシ類 コナジラミ類	10000倍	200～700 L/10a		3回以内	散布	3回以内	
	ミカンジラミ	5000倍						
	アザミウマ類 カメムシ類	5000～10000倍						
りんご	カメムシ類 リンゴワタムシ	5000倍		収穫3日前まで	2回以内	2回以内		
	アブラムシ類	10000～15000倍						
	キンモンホリガ ギンモンハモグリガ	10000倍						
もも	アブラムシ類	5000～10000倍						
	モモハモグリガ カメムシ類	10000倍						

表1【変更前】(続き)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミダクロプリドを含む農薬の総使用回数
ネクタリン	アブラムシ類	5000～10000倍	200～700 L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	2回以内
	モモハダクダリガ カメムシ類	10000倍		収穫21日前まで			
ぶどう	コナカイガラムシ類	5000倍					
	フタテンヒメヨコバイ	10000倍					
	アザミウマ類	5000～10000倍					
かき	コナカイガラムシ類	5000倍		100～300 L/10a	収穫3日前まで		3回以内
	アザミウマ類	10000倍					
	カメムシ類	5000～10000倍					
メロン	コナジラミ類	10000倍	100～300 L/10a	収穫3日前まで	3回以内	3回以内 (定植時までの 処理は1回 以内、散布は 2回以内)	
	アザミウマ類 アブラムシ類	5000～10000倍					
ねぎ	アザミウマ類	5000倍	100～300 L/10a	収穫14日前まで	2回以内	2回以内	
たまねぎ	アザミウマ類	5000～10000倍					

表2【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミダクロプリドを含む農薬の総使用回数			
<u>とうもろこし</u>	アブラムシ類	10000～15000倍	100～300 L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	3回以内 (種子粉衣は1回以内、 は種後は2回以内)			
		<u>160倍</u>	<u>1.6～3.2 L/10a</u>							
		<u>80倍</u>	<u>1.6L/10a</u>							
<u>ばれいしょ</u>	アブラムシ類 オオニジュウヤホシテントウ	<u>160倍</u>	<u>1.6～3.2 L/10a</u>			3回以内 (植付時の 土壌混和は1回以内、 植付後は2回以内)				
		<u>2500倍</u>	<u>25 L/10a</u>							
		<u>5000～15000倍</u>	<u>100～300 L/10a</u>							
<u>かんきつ</u>	<u>アブラムシ類</u> <u>ミカンハモグリガ</u> <u>ケキスイ類</u> <u>ゴマダラカミクリ成虫</u> <u>コアオハナムグリ</u> <u>コナカイガラムシ類</u> <u>アカマルカイガラムシ</u> <u>コナジラミ類</u> <u>アザミウマ類</u> <u>カメシ類</u>	<u>5000～10000倍</u>	200～700 L/10a		3回以内	散布	3回以内			
	ミカンキジラミ	5000倍								
<u>りんご</u>	カメシ類 リンゴワタムシ	5000倍			収穫3日前まで			2回以内		2回以内
	<u>アブラムシ類</u>	<u>5000～15000倍</u>								
	<u>キンモンホソガ</u> <u>ギンモンハモグリガ</u>	<u>5000～10000倍</u>								
<u>もも</u>	アブラムシ類 <u>モモハモグリガ</u> カメシ類	<u>5000～10000倍</u>		収穫14日前まで						
<u>ネクタリン</u>										
<u>ぶどう</u>	コナカイガラムシ類	5000倍		収穫21日前まで						
	アザミウマ類 <u>フタテンヒメヨコバイ</u>	<u>5000～10000倍</u>								

表2【変更後】(続き)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミダクロプリドを含む農薬の総使用回数
かき	コナカハラムシ類	5000倍	200~700 L/10a	収穫7日 前まで	3回以内	散布	3回以内
	<u>アザミウマ類</u> カメシ類	<u>5000~</u> <u>10000倍</u>					
メロン	<u>アザミウマ類</u> <u>アブラムシ類</u> <u>ヨナヅミ類</u>	<u>5000~</u> <u>10000倍</u>	100~300 L/10a	収穫3日 前まで	3回以内		4回以内 (育苗期の 株元散布及 び定植時の 土壌混和は 合計1回以内 、散布は3回 以内)
ねぎ	アザミウマ類	5000倍		収穫14日 前まで			2回以内
		500倍	セル成型育 苗トレイ1箱 又は ペーパー ポット1冊(30×60cm 、使用土 壌約1.5 ~4L)当 り0.5L	定植前日 ~ 定植時	1回		
				5000~ 10000倍	100~300 L/10a		収穫14日 前まで
たまねぎ							

8. 使用上の注意事項【変更後】

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきる。種もみに処理する場合には、薬量を種もみの量に合わせて調製すること。
- (2) 湛水直播水稻に使用する場合は、次の項目を守ること。
 - ① 本剤を直接もみに処理すると薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
 - ② 過酸化カルシウム剤の3分の1程度をもみに粉衣した後に、過酸化カルシウム剤と本剤を混合したものを種子に湿粉衣すること。また、過酸化カルシウム剤の使用上の注意事項を守ること。
- (3) 稲（箱育苗）に使用する場合、軟弱徒長苗、むれ苗、移植適期を過ぎた苗などには薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- (4) 本剤を希釈倍数2500倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- (5) 稲（箱育苗）に使用する場合、誤って過剰に使用したり、本剤使用後3日以上移植せずに育苗箱中におくと葉枯れなどの薬害を生じることもあるので、所定の使用量、使用時期、使用方法を厳守すること。
- (6) 稲（箱育苗）に使用する場合、本田の整地が不均整な場合は、薬害を生じやすいので、代かきはていねいに行ない、移植後田面が露出しないように注意すること。
- (7) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - 1) 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - 2) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - 3) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - 4) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - 5) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しない様に十分注意すること。
 - 6) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (8) ネクタリン及びすももでは品種により、葉に薬害を生じる場合があるので注意すること。
- (9) 蚕に対して長期間毒性があるので、絶対に桑葉にかからないようにすること。
- (10) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - 1) ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - 2) 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
 - 3) 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (11) マルハナバチに影響があるので、本剤使用後は他の方法（人工授粉、植物ホルモンなど）で授粉作業をすること。

- (12) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (13) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (14) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上